

# 茨城県報

第5410号

昭和41年6月20日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告 示

●身体障害者福祉法に基づく医師の指定及び取消し	1
●児童福祉法に基づく措置等の費用基準	2
●助産婦の登録	6
●結核予防法に基づく指定医療機関の辞退	6
●結核予防法に基づく医療機関の指定	6
●昭和41年度狩猟者講習会開催日の変更	6
●木材業者の登録	7
●木材業者の登録事項変更	7
●鹿島町中南部地区農地交換分合計画の一部変更	7
●鹿島町東北部地区農地交換分合計画の一部変更	8
●関城町関本西部地区農地交換分合計画の一部変更	8
●土地配分計画	8
●田伏第二地区土地改良事業の縦覧	8
●篠崎地区土地改良事業の縦覧	9
●妻木地区土地改良事業の縦覧	9
●鶴戸沼土地改良区定款変更の認可	9
●馬渡土地改良区換地計画の認可	9

●下幡木土地改良区設立の認可	10
●下幡木土地改良区設立の役員	10
●高岡地区土地改良事業の認可	10
●川口地区土地改良事業の認可	11
●二本紀地区土地改良事業の認可	11
●千波湖土地改良区の維持管理計画変更の認可	11
●道路の区域変更(8件)	11
●道路の供用開始(8件)	15
●計量器定期検査執行についての指定	18
●計量器定期検査執行	19

### (選挙管理委員会)

●第6回定例会の招集	19
------------	----

### (鹿島臨海工業地帯開発組合)

●第2回定例会の招集	20
------------	----

### 公 告

●土地改良区役員の就退任(2件)	20
●鹿島灘海面における固定式さし網漁業の操業	21
●土地立ち入り測量(2件)	23

## 告 示

### 茨城県告示第711号

身体障害者福祉法第15条第1項及び同法施行規則第3条の規定に基づく医師を次のように指定及び取消しをした。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 1 医師の指定

種 別	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
肢体不自由	整形外科	林 一 郎	水戸市柵町2	水戸赤十字病院

肢体不自由	整形外科	渡辺 博	北茨城市大津町北町3088	北茨城市立病院
〃	外科	張谷 光太郎	猿島郡岩井町大字長谷510	同胞病院
〃	整形外科	飯島 繁	稲敷郡牛久町牛久236	牛久 〃
視覚障害	眼科	江島 延子	〃 阿見町阿見2085の2	江島眼科医院

## 2 指定医師の取消し

種 別	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先	理 由
視覚障害	眼科	武本吉浩	日立市大久保町610	日立製作所 日立総合病院	千葉に 転住の ため
肢体不自由	内科	岩岡 順	〃 河原町1883	日製多賀総合病院	転勤
〃	外科	宮坂 寿二	水戸市東原町4762-3	国立水戸病院	退職

## 茨城県告示第712号

昭和35年5月6日茨城県告示第349号で告示した児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準の一部を次のように改正し、昭和41年4月1日から適用する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表1の(1)一般分(月額)の表中

保護単価(月額)	保護単価(月額)
7,756	7,926
7,756	7,926
7,506	8,042
7,506	8,042
8,230	9,486
6,504	7,554
7,756	8,163
7,506	8,042
8,586	9,023
8,586	9,023
9,029	9,486
8,617	8,757

9,483	10,748
11,063	12,776
10,293	12,263
11,063	13,175
11,832	15,298
11,832	14,049
11,804	12,930
13,128	14,760
11,832	12,103
11,001	11,213
23,134	24,325
18,762	19,772
3,707	3,937
6,836	6,948
8,260	8,445
8,854	4,468
5,278	5,647
6,910	7,074
8,607	9,030
6,347	8,992
8,854	8,992
6,913	7,095
8,086	6,248
7,384	7,544
6,366	6,465

改める。

同表の(2)を次のように改める。

養護施設，虚弱児施設（3歳未満の者の加算分）

地 域 別	1 人 当 たり 加 算 額
乙	2,599円

事業費及びその他の措置費の児童1人当たりの限度表

経費の種類	生活費		教育費		生活費		諸見学		入進学		生活指導		就職		職業		葬祭費		連戻手当	
	(日額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
養護施設	202円	149円53〃	(一般分)	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
	内訳(飲食物費149円、日常諸費53〃)		第1学年 302円	第2 " 322〃	第3 " 349〃	第4 " 445〃	第5 " 364〃	第6 " 384〃	中学校	第1学年 1,440円	第2 " 2,000円	100円	505円	10,000円	505円	10,000円	505円	10,000円	505円	10,000円
教護院	202円	149円53〃																		
	内訳(飲食物費149円、日常諸費53〃)																			
精神薄弱児施設	202円	149円53〃																		
	内訳(飲食物費149円、日常諸費53〃、(加算分)重度精薄児加算112円)																			
盲児施設	202円	149円53〃	第1学年 832円	第2 " 683〃	第3 " 657〃	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部	盲ろうあ児施設の高等部
	内訳(飲食物費149円、日常諸費53〃)		第1学年 724円	第2 " " "	第3 " " "															
ろうあ児施設	202円	149円53〃																		
	内訳(飲食物費149円、日常諸費53〃)																			
親里	209円	149円60〃	(一般分)																	
	内訳(飲食物費149円、日常諸費60〃、(乳児分)211円、内訳(人工栄養費151円、日常諸費60〃)																			

し体不自 由児施設	通園指導費 194円 重度し体不自由児 加算費 144〃	(2) 教護院の教材 費 小学校該当児 8円 中学校該当児 12円 (3) 通学のための 交通費の実費							
虚 弱 児 施 設	(一般分) 222円 内訳 { 飲食物費 169円 日常諸費 53〃 (加算分) 結核性虚弱児 加算費 45〃								
情緒障害 児短期治 療 施 設	202円 内訳 { 飲食物費 149円 日常諸費 53〃								
乳 児 院	229円 内訳 { 人工栄養費 151円 日常諸費 78〃								
母 子 寮	日常諸費 8円 給 食 費 (保 育 室) 3 才 以 上 児 27円 3 才 未 満 児 62〃								
精神薄弱 児 通 園 施 設	74円 内訳 { 飲食物費 51円 日常諸費 23〃								
保 護 受 託 者									保護受託 者手当 500円

## 茨城県告示第713号

保健婦助産婦看護婦法第55条の規定により下記のとおり助産婦の登録をした。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	種 別	登 録 年 月 日	住 所	氏 名	生年月日
4460	助 産 婦	昭和41年 6月10日	土浦市神立町4011の100	川 田 善 子	大正13年 4月16日

## 茨城県告示第714号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく、下記指定医療機関は同条第4項の規定によりその指定を辞退した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	所 在 地	指定辞退 年 月 日	事 由
菅 谷 医 院	西茨城郡岩間町字下郷4425—37	40. 12. 13	開設者死亡
大 平	那珂湊市积迦町5783	41. 4. 17	〃

## 茨城県告示第715号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により次のとおり医療機関を指定した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

所 在 地	名 称	指定年月日
高萩市本町1丁目6	鯉淵病院付属 高萩産婦人科医院	41. 6. 1

## 茨城県告示第716号

昭和41年6月9日茨城県告示第668号で告示した、昭和41年度狩猟者講習会(経験者)の開催日中「7月16日(土)常陸太田市立太田中学校」を「7月15日(金)常陸太田市立太田中学校」に改める。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第17号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年6月20日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫  
記

第1種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者 氏名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 41. 6. 2	北振 第14号	常陸太田市 上内田町2622		橋本 行正		住所に同じ	素材生産業
"	" 第15号	" 白羽町 354-2		大津 宗利		"	"
"	" 第16号	久慈郡大子町高柴 3240	富永林産	富永 汎	前記に同じ	"	"
" 6. 5	" 第17号	" " 西金 254ノ1	桐原林業	桐原 由造	桐原林業	"	"

茨城県告示第718号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により下記のとおり登録事項を変更したので同条第2項の規定により公示する。

昭和41年6月20日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫  
記

第4種業者登録事項変更

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者 氏名)	営業所又は工場		備 考
					名 称	所 在 地	
昭和 40. 7. 30	北振 第49号	日立市鮎川町 4-8-1	日立木材工業 KK	社長 柴田 正男	日立木材 工業KK	日立市鮎川 町4-8-1	事項変更後
"	"	日立市大沼町407	日立機械工業 株式会社	取締役社長 北山直太郎	日立機材工 業株式会社	日立市大沼 町407	事項変更前

茨城県告示第719号

昭和33年5月12日付茨城県告示第465号で告示した鹿島町中南部地区農地交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨城県告示第720号

昭和34年3月30日付茨城県告示第260号で告示した鹿島町東北部地区農地交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨城県告示第721号

昭和34年3月30日付茨城県告示第260号で告示した関城町関本西部地区の農地交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨城県告示第722号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡市	町村	字	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
関川の3	石岡	/				1	1,157 <sup>m<sup>2</sup></sup>	
小幡村の8	新治	八郷				3	3,724	
本新島の12	稲敷	東				1	304	
阿見の6	〃	阿見				2	1,487	
奥野の9	〃	江戸崎				1	991	
都和の15	新治	新治				1	991	

## 茨城県告示第723号

田伏第二土地改良区から昭和41年1月28日付申請のあつた田伏第二地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

## 1 縦覧に供する書類

田伏第二土地改良区定款写

田伏第二地区土地改良事業計画書



- 2 縦覧の期間 昭和41年6月25日から7月15日まで  
3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第724号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和41年2月8日付申請のあつた篠崎地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩上二郎

記

- 1 縦覧に供する書類  
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写し  
篠崎地区土地改良事業計画書  
2 縦覧の期間 昭和41年6月25日から7月15日まで  
3 縦覧の場所 大穂町役場

茨城県告示第725号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和41年4月14日付申請のあつた妻木地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩上二郎

記

- 1 縦覧に供する書類  
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写し  
妻木地区土地改良事業計画書  
2 縦覧の期間 昭和41年6月25日から7月15日まで  
3 縦覧の場所 桜村役場

茨城県告示第726号

昭和41年5月18日付で鶴戸沼土地改良区から申請のあつた定款変更を6月13日認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第727号

昭和41年5月30日付で勝田市武田1101番地の12に事務所を置く馬渡土地改良区から申請のあつた換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)附則第12項に基づき、改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和41年6月13日認

可したから同法同条第8項の規定により公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第728号

鹿島郡神栖村大字下幡木に事務所を置く下幡木土地改良区の設立を土地改良法第10条第1項の規定に基づき、昭和41年6月8日認可したから同法第3項の規定により公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第729号

下幡木土地改良区から下記の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法第18条の規定によつて公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

住 所	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖村大字下幡木 885	石 津 政 男	理 事
〃 〃 〃 815	横 田 秀 雄	〃
〃 〃 〃 834-1	沼 田 謙 司	〃
〃 〃 〃 771	新 川 春 次	〃
〃 〃 〃 886-2	古 徳 元右衛門	〃
〃 〃 〃 4035	馬 場 勇	〃
〃 〃 〃 884	細 谷 佐 太 郎	〃
〃 〃 〃 879	横 田 治	〃
〃 〃 〃 1197	石 川 正 信	〃
〃 〃 〃 823	細 谷 毅	〃
〃 〃 〃 814	古 徳 平 兵 衛	〃
〃 〃 〃 816	横 田 兼 次 郎	〃
〃 〃 〃 860	池 田 久 一	監 事
〃 〃 〃 900	石 津 茂 作	〃
〃 〃 〃 715	大 槻 勇	〃

茨城県告示第730号

昭和41年4月28日茨城県告示第509号による土浦市外十五ヶ町村土地改良区の高岡地区土地改良事業は、昭和41年6月13日認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第731号

昭和41年4月28日茨城県告示第512号による川口土地改良区の川口地区土地改良事業は、昭和41年6月13日認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第732号

昭和41年4月28日茨城県告示第510号による二本紀土地改良区の本二紀地区土地改良事業は、昭和41年6月13日認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第733号

昭和41年4月28日茨城県告示第511号による千波湖土地改良区の維持管理計画変更は、昭和41年6月13日認可した。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第734号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字豊喰字台 130番地の2地先から	旧	メートル 6.0 }	メートル 965.0	40国補改良第1号
		8.5		
那珂郡那珂町大字豊喰字西屋敷 181番地の2地先まで	新	10.5 }	965.0	
		19.0		

## 茨城県告示第735号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡瓜連町大字中里字涌井 803番地の1地先から	旧	メートル 3.6	メートル 3,353.9	40国補 改良第2の2号 2の3号工事
		11.9		
那珂郡瓜連町大字下大賀 字武具取490番地地先まで	新	10.0	3,338.54	
		31.0		

## 茨城県告示第736号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字富士山 字富士山西777番地地先から	旧	メートル 5.0	メートル 2,795.0	40国補改良 第3号の2 3号の3工事
		17.0		
那珂郡大宮町大字泉字高作 432番地の1地先まで	新	9.5	2,760.0	
		28.0		

茨城県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字茂田字西田 1104番地の1地先から	旧	メートル 5.0 }	メートル 441.0	40国補橋整第3号工事
		8.0		
下館市大字成田字銭倉 286番地の2地先まで	新	7.0 } 14.5	720.0	

茨城県告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 額田南郷田彦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字堤字権現後 308番地地先から	旧	メートル 4.5 }	メートル 200.0	37単県特改 第27号工事
		7.0		
那珂郡那珂町大字堤字北曾根 298番地地先まで	新	6.5 } 9.5	200.0	

## 茨城県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮馬頭線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字東野字永引 3690番地の1地先から	旧	メートル 7.0 ┆ 11.0	メートル 164.0	40単県局改 第39号工事
那珂郡大宮町大字東野字永引 3755番地の3地先まで	新	8.2 ┆ 15.5	164.0	

## 茨城県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字富岡字下坪 229番地地先から	旧	メートル 4.0 ┆ 5.0	メートル 78.0	39単県局改 第156号工事
那珂郡大宮町大字富岡字下坪 227番地地先まで	新	5.0 ┆ 13.0	78.0	

**茨城県告示第741号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮馬頭線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字北塩子字滑川 2056番地の2地先から	旧	メートル 5.0	メートル 153.0	40単県局改 第45号工事
		7.0		
那珂郡大宮町大字北塩子字小割 1829番地の3地先まで	新	5.5 14.0	130.0	

**茨城県告示第742号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
 その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字豊喰字台130番地の2地先から  
 那珂郡那珂町大字豊喰字西屋敷181番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

**茨城県告示第743号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
 その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡瓜連町大字中里字涌井803番地の1地先から

那珂郡瓜連町大字下大賀字武具取490番地地先まで

3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

茨城県告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字富士山字富士山西777番地地先から  
那珂郡大宮町大字泉字高作432番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

茨城県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道石岡下館線
- 2 供用開始の区間 下館市大字茂田字西田1104番地の1地先から  
下館市大字成田字銭倉286番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

茨城県告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道額田南郷田彦線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字堤字権現後308番地地先から  
那珂郡那珂町大字堤字北曾根298番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日



**茨城県告示第747号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 大宮馬頭線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字東野字永引3690番地の1地先から  
那珂郡大宮町大字東野字永引3755番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

**茨城県告示第748号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道日立御前山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字富岡字下坪229番地地先から  
那珂郡大宮町大字富岡字下坪227番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

**茨城県告示第749号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和41年6月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 大宮馬頭線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字北塩子字滑川2056番地の2地先から  
那珂郡大宮町大字北塩子字小割1829番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月20日

## 茨城県告示第750号

猿島郡各町村および水海道市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条第1項により次のとおり公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
五霞村	昭和41年7月22日 (午前9時から 午後3時まで)	五霞村 臨時計量検査所
総和村	" " 23日 ( " )	総和村(旧勝鹿村) "
	" " 24日 ( " )	" (旧香取村) "
	" " 25日 ( " )	" (旧桜井村) "
	" " 26日 ( " )	" (旧岡郷村) "
三和村	" " 29日 ( " )	三和村(旧幸島村) "
	" " 30日 ( " )	" (旧名崎村) "
	" " 31日 ( " )	" (旧八俣村) "
境町	" " 8月1日 ( " )	境町(旧長田村) "
	" " 2日 ( " )	" (旧静村) "
	" " 3日から 4日まで ( " )	" (旧境町) "
	" " 5日 ( " )	" (旧猿島村) "
	" " 6日 ( " )	" (旧森戸村) "
猿島町	" " 7日 ( " )	猿島町(旧生子菅村) "
	" " 8日 ( " )	" (旧逆井山村) "
	" " 9日から 10日まで ( " )	" (旧沓掛町) "
岩井町	" " 11日 ( " )	岩井町(旧七重村) "
	" " 12日 ( " )	" (旧弓馬田村) "
	" " 17日 ( " )	" (旧飯島村) "
	" " 18日 ( " )	" (旧神大実村) "
	" " 19日から 20日まで ( " )	" (旧岩井町) "
	" " 21日 ( " )	" (旧長須村) "
	" " 22日 ( " )	" (旧中川村) "
	" " 23日 ( " )	" (旧七郷村) "

水海道市	昭和41年8月24日	(午前9時から 午後3時まで)	水海道市(旧菅生村)臨時計量検査所
	" " 25日	( " )	" (旧内守谷村) "
	" " 26日	( " )	" (旧坂手村) "
	" " 27日	( " )	" (旧豊岡村) "
	" " 28日	( " )	" (旧菅原村) "
	" " 29日	( " )	" (旧大花羽村) "
	" " 30日	( " )	" (旧三妻村) "
	" " 31日	( " )	" (旧五箇村) "
	" " 9月1日	(午前9時から 午前11時まで)	" (旧大生村) "
	" " 1日	(午後1時から 午後3時まで)	" (旧水海道町) "
	" " 2日から 5日まで	(午前9時から 午後3時まで)	" ( " ) "

**茨城県告示第751号**

猿島郡各町村および水海道市に対する計量法第142条 ただし書に 該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和41年7月22日から

昭和41年9月5日まで

定期検査実施の場所 計量器の所在の場所

**(選 挙 管 理 委 員 会)**

**茨城県選挙管理委員会告示第11号**

茨城県選挙管理委員会第6回定例会を次のとおり招集する。

昭和41年6月20日

茨城県選挙管理委員会

委員長 松 野 貞 夫

- 1 招集日時 6月23日 午前10時30分
- 2 招集場所 茨城県職員宿泊所むつみ荘
- 3 議 題 (1) 訴訟代理人の指定について  
(2) その他

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第8号

昭和41年6月29日をもって第2回鹿島臨海工業地帯開発組合議定会定例会を水戸市三の丸茨城県庁に招集する。

昭和41年6月20日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 岩上二郎

公 告

●土地改良区役員の就退任

鹿島郡波崎町大字須田に事務所をおく波崎町日和山土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月20日

茨城県鹿島土地改良事務所長 大森 実

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町大字太田 48	理 事	安藤 正 男	理 事 長
〃 〃 〃 1564の2	〃	布施 政 吉	
〃 〃 大字須田1286	〃	須之内 誠	
〃 〃 大字太田1663の5	〃	秋 力 太 郎	
〃 〃 大字須田2020	〃	石 毛 保 男	
〃 〃 大字太田1408の2	〃	木 田 与志雄	
〃 〃 大字須田1095	〃	須之内 喜 一	
〃 〃 大字太田 754	監 事	安藤 保 雄	
〃 〃 大字矢田部12970	〃	田 川 融	
〃 〃 大字須田1098の6	〃	平 野 昇	
〃 〃 〃 846の2	〃	浅 田 要 吉	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町大字太田 48	理 事	安藤 正 男	理 事 長
〃 〃 〃 1564の2	〃	布施 政 吉	
〃 〃 大字須田1286	〃	須之内 誠	
〃 〃 大字太田1663の5	〃	秋 力 太 郎	
〃 〃 大字須田2020	〃	石 毛 保 男	
〃 〃 大字太田1408の2	〃	木 田 与志雄	
〃 〃 大字須田1095	〃	須之内 喜 一	
〃 〃 大字矢田部12970	監 事	田 川 融	
〃 〃 大字太田 754	〃	安藤 保 雄	
〃 〃 大字須田1098の6	〃	平 野 昇	
〃 〃 〃 846の2	〃	浅 田 要 吉	

●土地改良区役員の就退任

鹿島郡大野村大字津賀に事務所をおく津賀土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月20日

茨城県鹿島土地改良事務所長 大 森 実

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字津賀 828	理 事	須賀田 文 夫	理 事 長
〃 〃 〃 628	〃	山 口 武 亮	
〃 〃 〃 56	〃	石 津 彦 一	
〃 〃 〃 135	〃	須賀田 淳 一	
〃 〃 〃 108	〃	飛 田 昶 男	
〃 〃 〃 1145	監 事	高 野 貞 夫	
〃 〃 〃 855	〃	浦 辺 広 夫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字津賀 712の1	理 事	須賀田 彦 衛	
〃 〃 〃 1151の1	〃	高 野 憲 三	
〃 〃 〃 911	〃	谷田川 寅 市	
〃 〃 〃 145の1	〃	飯 島 安 雄	
〃 〃 〃 608の4	〃	須賀田 忠 男	
〃 〃 大字武井 11	監 事	海老沢 好次郎	
〃 〃 大字津賀 107の3	〃	山 本 勝 司	

●茨漁調委指示第2号

漁業法第67条第1項の規定に基づき、鹿島灘海面における固定式さし網漁業の操業について次のとおり指示する。

昭和41年6月20日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 山 形 兼 吉

(適用海面)

1 この指示は、次のア、イ、ウ及びエの4線によつて囲まれた海面に適用する。

ア 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱から89度10分(直方位)の線

イ 筑波山山頂と鹿島郡旭村大字湯坪、通称湯坪沢とを通る線

ウ 日立鉾山大煙突と那珂湊市磯崎鼻とを通る線

エ 45メートル(30尋)等深線

(禁止期間)

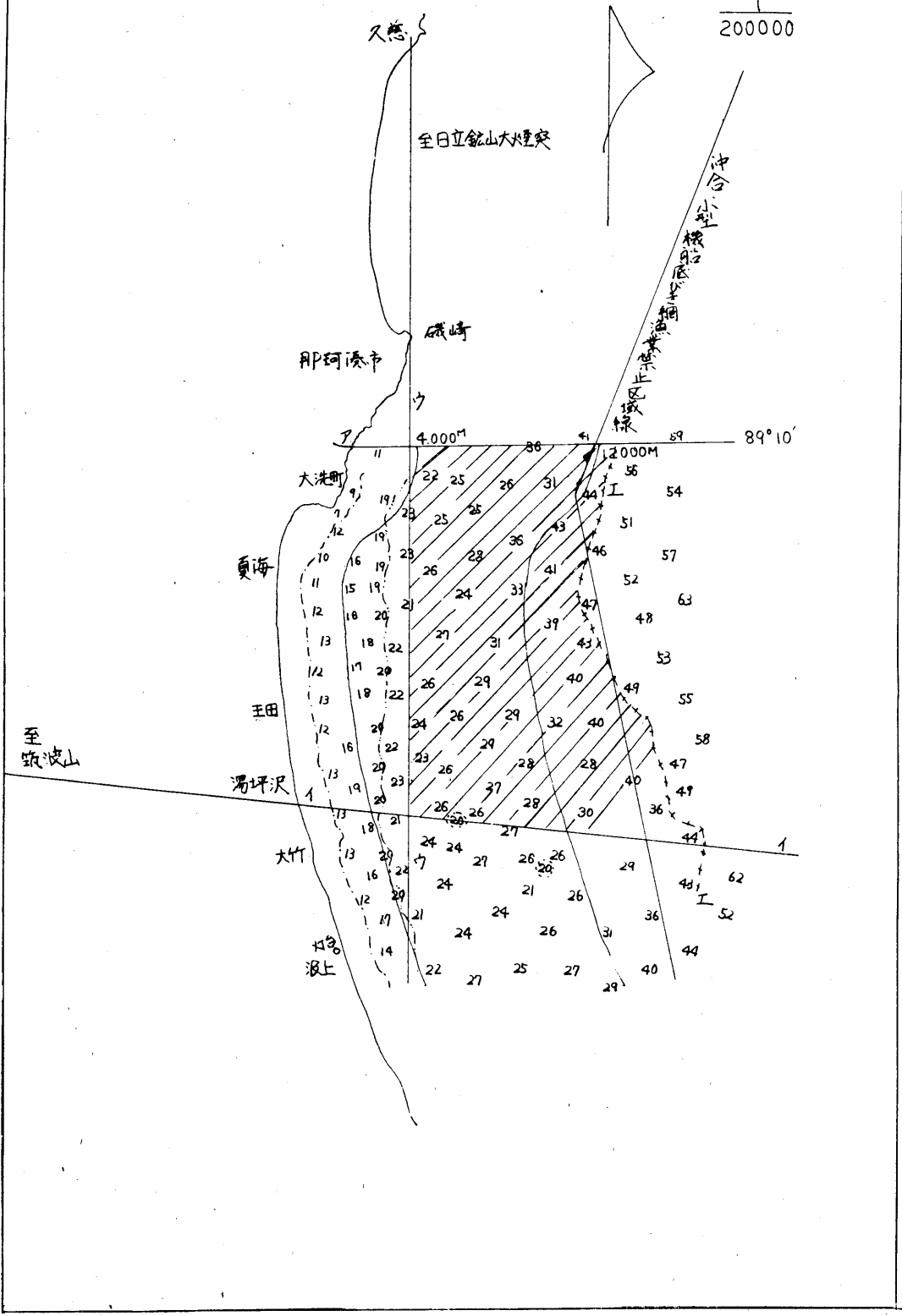
2 前項の海面においては、7月1日から9月30日までの間は操業してはならない。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、指示の日から昭和42年3月31日までとする。

固定式さし網漁業の委員会指示海域

20000



## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 一般県道和田上河合線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田市上河合町字江向、西ノ妻、梨子ノ木町、下四ノ子、上四ノ子、  
柿ノ木町、八反町、穴田東、古川

〃 藤田町字元太郎、下合、竹ノワク、万所、早稲田、神田、岸内  
前、中河原内、岸内、藤ノ木、上碓、大堀久、大道下、  
下常連、上板橋、下板橋、宮の上、上常連、大道上、  
東上合、北上合、塩町、上海老、籠田、金砂、大京

〃 天神林町板橋、西浦

久慈郡金砂郷村大字大里字下歳梶、東歳梶、馬洗、両五房、谷原、前谷、  
宮下

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和41年6月21日から

昭和42年3月31日まで

## ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年6月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 大洗都市計画街路Ⅱ、2、3号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡大洗町字石荒、腰巻、池田、関根、五本松、サイカチト、惣根、  
前惣根、三角惣根、白畑、ダンコウチ、矢ノ田、榎下、  
吹上、吹上ハザマ、竹ノ下、小松原、沼畑久保、見付久  
保

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和41年6月21日から

昭和42年3月31日まで

◇ 県政の総覧 …… 県民の六法 ◇

# 茨城県報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は，昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所